

## 伊藤 眞『破産法・民事再生法 第3版』(ISBN: 978-4-641-13673-1) 補訂情報

本書刊行後の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第91号)の制定および施行にもとづく補訂情報を公開いたします。なお、補訂情報の内容は、第1部序論第4節第2項6(本書72~73頁)における実質的加筆部分であり、各章で引用する民事再生法および会社法の条文の追加や変更、用語の追加や変更は含んでおりません。

■72頁 2-7行目「さらに、近時の改正として、信託法(平成18年法律108号)の制定にともなって……が整備されたといえる。」を、以下のように修正する。

※下線は修正部分を示す。

さらに、近時の改正として以下のようなものがある。

### (1) 信託財産破産

信託法(平成18年法律108号)の制定にともなって……が整備されたといえる。

■同頁 8行目「また、我が国が……」の直前に、以下の表題を加える。

### (2) 外国租税債権の取扱い

■73頁 22行目「……設けられている(民再247I かつこ書・253I 第2 かつこ書)。」の直後に、以下の項目を加える。

### (3) 平成26年会社法改正にともなう民事再生法の改正と民事再生法施行規則の制定

平成26年6月に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律90号)および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律91号。整備法という)が制定され、平成27年5月1日から施行された。そして、整備法によって、会社法の改正を反映した民事再生法の規定の改正がなされ、あわせて民事再生法施行規則(平成27年法務省令13号)が制定された。その概要は、以下のようなものである<sup>注</sup>。

第1は、再生債務者等が裁判所の許可を要する営業との譲渡行為の内容として、再生債務者の子会社等の株式または持分の譲渡であって、一定の要件を満たすものを追加したことである(民再42②。本書797頁)。これは、一定の要件を満たす子会社の株式等の譲渡が事業譲渡と実質を同じくするとみられるために、株式会社の特別決議事項とされたこと(会社467I ②の2, 309II ⑩)を反映したものである。施行規則は、一定の要件のうち、譲渡の対象となる株式または持分の帳簿価額が再生債務者の総資産額

<sup>注</sup> 内野宗揮=近江弘行「平成26年会社法改正に伴う民事再生法の整備と民事再生法施行規則の制定」NBL1049号21頁以下(2015年)を参照している。

の5分の1を超えるときに関し、総資産額の算定方法を定めるものである（会社法施行規則134参照）。

第2は、債務超過の状態にある株式会社である再生債務者が上記の行為をする場合に、株主総会の決議による承認に代わる裁判所の許可を定めたことである（民再43Ⅰ。本書806頁）。

第3は、端株となる株式についての反対株主による買取請求およびそれを前提とする株式の価格の決定等の手続を定める規定（会社182の4・182の5）の適用排除である（民再183Ⅱ後段）。従来から再生計画の定めによって株式の併合をする場合においては、反対株主の株式買取請求（会社116・117）が排除されていたが（改正前民再182Ⅱ後段。本書992頁）、それに加えて、同様の理由から、新たに会社法に加えられた端株となる株式についての反対株主の買取請求などに関する規定の適用を排除するものである。

第4は、募集株式が譲渡制限株式であり、それを引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、原則として株主総会決議を要するとする規定（会社205Ⅱ）の適用排除である（民再183の2Ⅰ後段）。従来から募集株式を引き受ける者の募集を再生計画の定めによって行う場合には、一定の要件の下に、株主総会決議が不要とされていたが（改正前民再183の2Ⅰ後段。本書995頁）、それに加えて、同様の理由から、新たに会社法205条2項の適用を排除するものである。

■以上、2017年3月29日追加■